

# 国民健康保険

受診期限がせまっています  
**特定健診を受診しましょう**

☎ 国保年金課 ☎ 435-1215

健診はからだの変化を知ることのできる大切な機会です。毎年、続けて受けることで体の変化に気付くことができ、健康管理に役立ちます。

**特定健診の受診期限**  
**1月31日**まで

- 対象／平成31年4月1日現在、和歌山市国民健康保険に加入している40～74歳の方（和歌山市国民健康保険から脱退された方は除く）
- 費用／無料 ※対象の方には、5月に特定健康診査受診券を送付しています。

**ジェネリック医薬品を  
 利用しませんか**

☎ 国保年金課 ☎ 435-1215

ジェネリック医薬品「後発医薬品」は新薬と同じで、品質・安全性が同等と見なされているうえに、新薬と比べ安価で提供されるため、積極的に利用することで、薬代にかかる医療費の節約につながります。

まずは医師・薬剤師に相談して上手に活用するようにしましょう。



# 国民年金

**20歳になったら国民年金**

☎ 国保年金課 ☎ 435-1055  
 和歌山東年金事務所 ☎ 474-1841

20歳以上60歳未満の日本国内にお住まいの方は、国民年金に加入することが義務付けられています。

国民年金の被保険者は3種類に分けられています。

- 【第1号被保険者】  
 学生・自営業者・無職など
- 【第2号被保険者】  
 会社員・公務員など
- 【第3号被保険者】  
 第2号被保険者に扶養されている配偶者

**保険料は、前納がお得です！**

保険料を早めに納める（前納）ことで、保険料が割引になります。また、口座振替で前納すると割引額がアップします。

## Pick Up 01

**原付・軽自動車等を所有しなくなった方、  
 廃車手続き等は4月1日までに！**

☎ 市民税課 ☎ 435-1035

●**軽自動車税(種別割)は4月1日時点の所有者に課税されます**  
 廃車や譲渡、盗難などで現在所有していない場合は、4月1日までに必ず異動(廃車・名義変更)の申告をしてください。



| 軽自動車の種類                                 | 手続場所・問合せ                                   |
|---|--|
| 原動機付自転車(125cc以下)<br>小型特殊自動車             | 市民税課(市役所2階)<br>☎ 435-1035                  |
| 軽二輪(125cc超～250cc以下)<br>二輪の小型自動車(250cc超) | 和歌山運輸支局<br>☎ 050-5540-2065(音声案内)           |
| 軽自動車(三輪・四輪)                             | 軽自動車検査協会和歌山事務所<br>☎ 050-3816-1846(コールセンター) |

- ・異動の手続きがなければ令和2年度も課税されます。
- ・すでに転売や下取りに出した場合でも、手続きを済ませていないと課税されます。
- ・年度途中で廃車しても、税金の還付はありません。
- ・3月は混雑するため、手続きはお早めに。

## Pick Up 02

**和歌山市障害者スポーツイベント**

☎ 障害者支援課 ☎ 435-1060、スポーツ振興課 ☎ 435-1364

障害の有無にかかわらず、ともにスポーツを楽しめる環境づくりのために、普段スポーツをされている方もそうでない方も楽しめるスポーツイベントを開催します。当日はどなたでも自由に参加いただけます。詳細は市HP(ID:1024933)

- 日時／2月2日(日)10時～15時30分
- 場所／東公園体育館・市民球場
- 内容／**午前の部**：開会式、健康体操、スポーツ体験会(グラウンド・ゴルフ、バスケットピンポン、卓球バレー、ペタンク)  
**午後の部**：Fun×Famミニコンサート、デフ(聴覚障害者)バスケットボール日本代表監督率いるチームによるデモ&バスケットボール教室、村神一誠氏(デューク更家公認講師)によるウォーキング教室

## Pick Up 03

**令和元年度  
 和歌山市障害者福祉表彰**

☎ 障害者支援課 ☎ 435-1060、FAX 431-2840

本市の障害者福祉の増進に功績のあった個人又は団体に贈られる「和歌山市障害者福祉表彰」の表彰式が、12月7日(日)に和歌山市役所14階大会議室で行われました。この表彰は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者の福祉の増進に功績のある個人又は団体を称えることにより、障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的として創設されたものです。



### 受賞者(敬称略)

- 障害福祉賞：阪本 伸子
- 自立更生者賞：中村 純治
- 家族功労者賞：吉村 美幸
- 更生援護功労賞：中東 貴世  
 中尾 昭代  
 大橋 緑  
 谷 幹江

# 令和2年 年頭のごあいさつ

あけましておめでとうございます。令和になり初めての新年を迎え、皆様には希望に満ちた新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。市民の皆様とともに心寄せ合い、新しい時代を切り拓くため、地方創生の大いなる飛躍に向けて「きらり輝く「元氣和歌山市」」の実現に勇往邁進する思いであります。今春、県都としての玄関口である南海和歌山市駅が生まれ変わります。新市民図書館を含む複合施設が同時にランドオープンし、多世代間の交流や賑わいの拠点としての新たな可能性に心躍ります。また、4月には新しい大学や大学院が開学し、友田町・北汀丁の複合施設の完成など、これまで誘致したまちなか2大学との相乗効果によって、より一層若い活力がまちなかに溢れ、賑わい創出、新たな文化の誕生が期待されます。夏には、いよいよ東京2020オリンピック・パラリンピックが開催されます。

まつています。このような中、市議会では、全議員が参加するスポーツ振興和歌山市議会議員連盟が、トップアスリートをお招きしたイベントや、子供達がいろいろ楽しめるイベントに触れることが出来るイベントなど、議員連盟ならではのスポーツ振興に積極的に取り組んでいるところです。また文化芸術の分野でも、新市民図書館のランドオープンや新市民

す。本市ではカナダやオーストラリアの事前合宿も予定されており、おもてなしの心でお迎えしたいと思います。今年は、「子ども・子育て支援新制度」が本格施行されて5年になり、和歌山市でも1月6日から新しく完成した子育て支援複合施設が業務を開始します。子供たちの笑顔が溢れ、明るい未来に夢を持つるまち、高齢者も障害のある方も誰もが多様性を尊重し合う持続

可能なまち、愛着と誇りが持てる、住んでみたいと思われる憧れのまちを目指し、新たな気持ちで臨んで参ります。最後になりましたが、市民の皆様にとって素晴らしい年となることをお祈りいたします。和歌山市長



尾花 正啓



井上 直樹

祭、全国障害者芸術・文化祭、全国高等学校総合文化祭の開催など、先人から受け継いできた文化芸術を見つめ直し、発展させ、継承していく環境が整ってきています。市議会といたしましては、スポーツや文化芸術に親しむ人の裾野を広げ、誰もが郷土に誇りと愛着を感じ、心豊かで生きる喜びが実感できるまちづくりに取り組んで参ります。また同時に、積極的な情報発信により、市民の皆様

信賴され、いつでも安心して任せたいだけの議会を目指します。結びに、市民の皆様におかれましては、本年が幸多き年となりますことをお祈り申し上げます。ご挨拶いたします。和歌山市議会議長

# まちの話題

My Town Topics

## 初めての和信祭へようこそ！

和歌山信愛大学 和信祭  
11/16 土 ・ 17 日



昨年4月に本町小学校跡地に開学した和歌山信愛大学が初めての大学祭である「和信祭」を開催しました。「唯一と一致 ～子どもと一致 地域と一致～」をテーマに、子ども広場、サークル・研究発表、チャリティーバザーや模擬店の出店が行われ、学生と子供、地域住民のふれあいから生まれる活気に満ちていました。



## 文化向上発展の功績を称える

令和元年度 和歌山市文化表彰式 11/20 水

本市文化の向上発展に特に顕著な功績のある個人・団体を称える「令和元年度 和歌山市文化表彰」の表彰式が、和歌の浦アート・キューブで開催されました。受賞者は和歌山市文化表彰選考委員会での選考を経て決定され、尾花市長が受賞者のみなさん（4人と1団体）に表彰状や徽章などを贈りました。

文化表彰は昭和57年度から実施しており、本年度で38回目を迎え、受賞者は計160人にのぼります。

### 令和元年度 和歌山市文化表彰 受賞者【敬称略】

- 文化賞 / 杉原 治【合唱指揮者】
- 文化功労賞 / 永廣 禎夫【日本文学研究】
- 文化奨励賞 / 木下 伸市(木乃下 真市)【津軽三味線奏者】
- 文化奨励賞 / 前田 和紀【映画プロデューサー】
- 文化奨励賞 / 玉津島保存会【文化財保護活動】

## 令和のグルメに江戸のグルメ

食祭WAKAYAMA 2019 11/23 土

和歌山城砂の丸広場で「食祭 WAKAYAMA2019」を開催。和歌山市のグルメ頂上を決める「WAKA-1 グランプリ」や、紀州徳川家第19代当主 徳川宜子氏が献上料理（徳川御膳 写真右上）を試食する企画や殿さま料理のPRなどがあり、多くの来場者で賑わいました。

また、市立博物館で宜子氏による記念講演会「紀州徳川家の回路」（写真右下）も行われました。



## Wakakko わかっこ

### 3歳未満のお子さん写真大募集！

①名前(ふりがな) ②生年月日 ③住所 ④電話番号 ⑤メールアドレスを記載のうえ、メールでご応募ください。抽選で掲載します。市HPのトップにもランダムに表示します。

※写真データは1MB以上。プリント写真の郵送も可。  
あて先▶ 広報広聴課 koho@city.wakayama.lg.jp



こまつ たいじゅ  
小松 大珠ちゃん  
H30.3.8生(口須佐)



みやもと めい な  
宮本 萌依奈ちゃん  
R1.5.14生(北島)

## 04 市・県民税の主な税制改正

市民税課 ☎435-1036

### 令和2年度 から適用される主な改正

詳細は市HP (ID: 1025564)

#### ふるさと納税制度の見直し

個人住民税の寄附金税額控除の特例控除額及び申告特例控除額の適用となる地方団体を一定の基準に基づき総務大臣が指定することとなりました。これに伴い、令和元年6月1日以降に指定団体以外へ寄附を行った場合、個人住民税の寄附金税額控除の特例控除額及び申告特例控除額は控除されなくなります。(所得税の控除及び個人住民税の基本控除は対象になります。)

#### 住宅借入金等特別税額控除の拡充

- 令和元年10月1日から令和2年12月31日までに入居した方
  - ▶控除期間が10年間から13年間へ3年間延長されます。
  - ・住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税の税率が10%の場合に限ります。
  - ・11年目以降の3年間は、消費税率2%引き上げ分の負担に着目した控除額の上限を設定します。具体的には、各年において、「建物購入価格の2%の3分の1」又は「住宅ローン年末残高の1%」のいずれか少ない金額を税額控除します。
  - ・今回の措置により延長された期間も、所得税額から控除しきれない額は、これまでと同じ控除限度額(所得税の課税総所得金額等の7%(最高136,500円))の範囲で、個人住民税から控除します。

### 令和3年度 から適用される主な改正

※令和2年中の収入・所得がこの改正の対象になります。

詳細は市HP (ID: 1025486)

#### 控除の見直し

| 基礎控除                                      | 給与所得控除   | 公的年金等控除   | 調整控除   |
|---|--|---|--|
| 基礎控除額<br>▶一律10万円引き上げ                      | 給与所得控除額<br>▶一律10万円引き下げ                                 | 公的年金等控除額<br>▶一律10万円引き下げ   | 合計所得金額が<br>2,500万円を超える場合<br>▶調整控除が適用<br>されない |
| 合計所得金額が<br>2,400万円を超える場合<br>▶金額に応じて控除額が減少 | 給与所得控除の上限額が適用<br>される給与収入金額<br>▶1,000万円から<br>850万円に引き下げ | 公的年金等の収入額が1,000万円を超える場合<br>▶控除額に195万5千円<br>の上限が設定   |  |
| 2,500万円を超える場合<br>▶控除が適用されない               | 上限額<br>▶220万円から<br>195万円に引き下げ                          | 公的年金等の雑所得以外の所得に係る<br>合計所得金額が<br>1,000万円を超え2,000万円<br>以下の場合<br>▶一律10万円<br>2,000万円を超える場合<br>▶一律20万円<br>を上記の見直し後の控除額<br>から引き下げ |  |

#### 所得金額調整控除の創設

- ①給与収入が850万円を超え、次のア～ウのいずれかに該当する場合、給与収入金額(1,000万円を超える場合は1,000万円)から850万円を控除した金額の10%に相当する金額が給与所得の金額から控除されます。
  - ア 本人が特別障害者に該当する
  - イ 23歳未満の扶養親族を有する
  - ウ 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する
- ②給与所得控除後の給与所得の金額(10万円を超える場合は10万円)及び公的年金等控除後の公的年金等雑所得の金額(10万円を超える場合は10万円)の合計額が10万円を超える場合、合計額から10万円を控除した残額が給与所得の金額から控除されます。

#### ひとり親(単身児童扶養者)に対する非課税措置の創設

子供の貧困に対応するため、事実婚でないことを確認したうえで支給される児童扶養手当の支給を受けているひとり親(単身児童扶養者)の方で、前年の合計所得金額が135万円以下である場合は、非課税の対象となります。

#### その他の見直し

- ①同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件が、38万円以下から48万円以下に変更されます。
- ②配偶者特別控除に係る配偶者の合計所得金額要件が、38万円超123万円以下から48万円超133万円以下に変更されます。
- ③勤労学生控除の合計所得金額要件が、65万円以下から75万円以下に変更されます。
- ④障害者、未成年、寡婦及び寡夫に対する非課税措置の合計所得金額要件が、125万円以下から135万円以下に変更されます。
- ⑤均等割の非課税基準額が10万円引き上げられます。
  - 【改正前】31万5千円×(配偶者を含む扶養親族の数+1)+扶養親族がいる場合は18万9千円
  - 【改正後】31万5千円×(配偶者を含む扶養親族の数+1)+10万円+扶養親族がいる場合は18万9千円